

佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月6日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第74号

佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

佐賀県スポーツ振興審議会条例（昭和37年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県スポーツ振興審議会条例</u> (設置)</p> <p><b>第1条</b> スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、<u>佐賀県スポーツ振興審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 審議会は、法第35条に規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じて、<u>スポーツの振興</u>に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事又は教育委員会に建議する。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>スポーツの振興</u>に関すること。 (組織)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員<u>の中から知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県スポーツ推進審議会条例</u> (設置)</p> <p><b>第1条</b> スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、<u>佐賀県スポーツ推進審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 審議会は、法第35条の規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じて、<u>スポーツの推進</u>に関する次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>スポーツの推進</u>に関すること。 (組織)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員<u>その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。